

## 用地調査等業務共通仕様書 新旧対照表

※改正箇所抜粋

(平成 29 年 10 月 1 日改正)

改 正 後	改 正 前
<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(作業計画の策定)</p> <p>第14条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第29条、<u>第30条、第30条の2</u>及び第31条に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(監督職員への進捗状況の報告)</p> <p>第22条 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報 (<u>様式第24号</u>) を作成して監督職員に提出しなければならない。</p>	<p>用地調査等業務共通仕様書</p> <p>第1章 総 則</p> <p>(作業計画の策定)</p> <p>第14条 受注者は、契約締結後14日（休日等を含む。）以内に、仕様書等及び現地踏査の結果等を基に作業計画書を策定し、監督職員に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の作業計画書には、次の事項を記載するものとする。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、記載にあたって、実施方針又はその他には、第29条、第30条及び第31条に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第2章 用地調査等業務の基本的処理方法</p> <p>第1節 用地調査等業務の実施手続</p> <p>(監督職員への進捗状況の報告)</p> <p>第22条 受注者は、業務を実施した場合、用地調査等業務日報 (<u>様式第6号</u>) を作成して監督職員に提出しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(安全等の確保)</p> <p>第30条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。</p> <p>8 受注者は、屋外で行う用地調査等業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p> <p><u>(保険加入の義務)</u></p> <p><u>第30条の2 受注者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。</u></p>	<p>(安全等の確保)</p> <p>第30条 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、用地調査等業務関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>2 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に際しては、所轄警察署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連携を取り、用地調査等業務の実施中の安全を確保しなければならない。</p> <p>3 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、事故が発生しないように主任技術者等に安全教育の徹底を図り、指導、監督に努めなければならない。</p> <p>4 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たっては安全の確保に努めるとともに、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を講じなければならない。</p> <p>5 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>一 受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。</p> <p>二 受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>6 受注者は、爆破物等の危険物を使用する必要がある場合には、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じなければならない。</p> <p>7 受注者は、屋外で行う用地調査等業務の実施に当たり、豪雨、豪雪、出水、地震、落雷等の自然災害に対して、常に被害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。</p> <p>8 受注者は、屋外で行う用地調査等業務実施中に事故等が発生した場合は、直ちに監督職員に報告するとともに、監督職員が指示する様式により事故報告書を速やかに監督職員に提出し、監督職員から指示がある場合にはその指示に従わなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>第6章 建物等の調査</p> <p>第3節 算定 (照応建物の詳細設計)</p> <p>第96条 第91条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 照応建物についての計画概要表(様式第17号の1、第17号の2)</li> <li>二 面積比較表(様式第17号の3)</li> <li>三 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第17号の4)</li> </ul> <p>(生産設備)</p> <p>第98条 生産設備の補償額の算定は、第86条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、工作物補償額算定書(様式第14号)を用いて行うものとする。</p> <p>第16章 土地調書及び物件調書の作成等</p> <p>(土地調書等の作成)</p> <p>第160条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第11号)及び物件調書(様式第12号)を作成するものとする。</p>	<p>第6章 建物等の調査</p> <p>第3節 算定 (照応建物の詳細設計)</p> <p>第96条 第91条第2項なお書きによる照応建物の推定建築費の積算にあたっては、次の各号に掲げるもののほか、積算に必要となる図面を作成するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 照応建物についての計画概要表(様式第17号の1、第17号の2)</li> <li>二 平面(間取り)の各案についての計画概要比較表(様式第16号の3)</li> <li>三 面積比較表(様式第16号の4)</li> </ul> <p>(生産設備)</p> <p>第98条 生産設備の補償額の算定は、第86条で作成した資料を基に当該設備の移設の可否及び適否について検討し、工作物補償額算定書(様式第17号)を用いて行うものとする。</p> <p>第16章 土地調書及び物件調書の作成等</p> <p>(土地調書等の作成)</p> <p>第160条 受注者は、第3章、第4章、第6章及び第7章に定める業務の成果物により、土地調書(様式第33号)及び物件調書(様式第34号)を作成するものとする。</p>